

法科大学院年次報告書

平成20年 5月

広島大学大学院法務研究科法務専攻

HIROSHIMA UNIVERSITY LAW SCHOOL

目 次

I	本研究科の設置目的	1
II	概 要	2
III	教 員 組 織	4
IV	収容定員及び在籍者数等	7
V	入 学 者 選 抜	8
VI	教育課程及び教育方法	9
VII	成績評価及び課程の修了	11
VIII	学費及び奨学金等の学生支援制度	13
IX	施 設 概 要	15
X	修了者の進路及び活動状況	16

I. 本研究科の設置目的

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念として、既存の社会科学研究所法律学専攻から新たに所要教員の定員措置を行い、独立研究科として平成 16 年 4 月に設置された。

設置に至る経緯概要については、以下のとおりである。

広島大学が法科大学院の設置に向けて動きだしたのは、平成 11 年 12 月の「21 世紀の法学教育を考える」と題する公開シンポジウムを契機とする。その後広島弁護士会の司法制度改革推進センターの法曹部会と協議を開始し、平成 12 年 4 月には法学部の中に「ロー・スクール設置準備室」を設けて、法科大学院の設立準備を本格的に始めた。同年 12 月には「広島における法科大学院」と題する第 2 回シンポジウムを開催し、その際公表した「広島法科大学院構想」に基づいて設置に向けた活動を行った。

このような状況にあって、司法制度改革審議会は、平成 13 年 6 月に意見書「21 世紀の日本を支える司法制度」を公表し、法曹が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、司法試験という「点」による選抜ではなく、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな整備が不可欠であるという認識を示し、この制度の中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールたる法科大学院を設けるべきことを提言した。

広島大学では、意見書の提言を積極的に生かすべく、これまででも不断の教育改革の取り組みを行ってきた法学部の教育実績の蓄積と人的資源を最大限に活用し、まったく新しい発想で教育課程を考えることとした。そこで、今後予想される各分野での規制緩和に伴い、事前規制型から事後救済型の社会へと変貌する 21 世紀の日本社会において、的確で適正なリーガル・サービスを提供できる法律専門家の育成という課題に応えるため、既存の社会科学研究所法律学専攻を母体として、所要の定員措置を行い、新たに実務家出身の教員を加えることによって、独立研究科である「大学院法務研究科（法科大学院）」を設置することとなった。

本研究科の教育は、法曹関係者や公務員、民間企業の法務担当者などと継続的に連携協力して実施する必要があるため、その設置場所を、判所、検察庁、弁護士会等司法関係機関のみならず、国のブロック機関や県市の行政機関等官公庁が集中している広島市に設置している。

19 人の専任教員のうち 7 人を検察官、弁護士、銀行出身、など多様な実務経験を持つ人材が占めており、これらの教員が常勤教員として学生の指導に当たっている。これにより、生き生きとした実務感覚を有する法律専門家を育てる体制、特に、ビジネス法や金融法などの先端分野のレベルの高い科目を充実させることにより、司法制度改革の一つの眼目であった産業界からの法曹増員の要請に対応できるように、企業法務・ビジネス法務に強い法律専門家を育成する体制をとることが可能となった。

また、広島弁護士会との間で「広島大学大学院法務研究科における広島弁護士会との連携・協力に関する協定書」を締結し、継続的な教育支援関係を樹立している。

Ⅱ. 概 要

平成20年4月1日現在

区 分	内 容
1. 設 置 者	国立大学法人 広島大学
2. 教育上の基本組織 (1)名 称 (2)開設年月日 (3)入 学 定 員 (4)標準修業年限 (5)修了要件単位数	広島大学大学院法務研究科法務専攻 平成16年 4月 1日 入学定員 60名 収容定員 180名 3年 99単位以上
3. 所 在 地	広島市中区東千田町
4. 管理・運営組織等	研究科長 平野敏彦 副研究科長 木下正俊 研究科長補佐 寺脇義則 講座主任 民事法系 田邊誠 刑事法系 大久保隆志 公法系 佐伯祐二 委員会等 ① 教授会 ② 研究科長室会議 ③ 研究科内委員会 ・入試委員会 ・教務委員会 ・評価委員会 ・図書委員 ・人事評価委員会 (平成20年度以降設置予定) ④ 外部評価委員会 (平成19年度設置)

<p>5. 教育の理念・目的</p>	<p>広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを、その教育上の理念として、以下のような法律専門家を養成することを目的とする。</p>
<p>6. 養成する法曹像</p>	<p>① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。</p> <p>② 裁判実務だけでなく、充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在としての人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。</p> <p>③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えうるビジネス法務、とりわけ金融分野に関する高度の幅広い知識を有する法律専門家。</p> <p>④ 自らが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元に立って反省できる観点を明確にもち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人（プロフェッション）としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。</p>

Ⅲ. 教員組織

(1) 教員数

平成 20 年 5 月 1 日現在

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	7	3	3 (2)	3 (3)	16 (5)	15
准教授・ 講師・助教	2	1	0 (0)	0 (0)	3 (0)	

※ () 内は法曹としての実務経験を有する者で内数
専・他(教授) 3人のうち1人は実務家(金融関係)

(2) 科目別の専任教員数

平成 20 年 5 月 1 日現在

法 律 基 本 科 目								基 礎 法 律 実 務 科 目	隣 接 基 礎 法 学 科 目	科 目 展 開 ・ 先 端
憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民 事 訴 訟 法	刑 法	刑 事 訴 訟 法	そ の 他			
2	1	3	2	1	1	1	6	5	7	4

※科目別に延べ人数で記載

(3) 専任教員一覧

区分	職名	氏 名	所 属 講 座 名	担 当 授 業 科 目 名
専任	教 授	野田和裕	民事法講座	民法 1, 民法 2, 民法 4, 民事法 2, 民事法 4, 民法演習, 民事法総合演習
専任	教 授	岡本友子	民事法講座	民法 1, 民法 3, 民法 4, 民事法 1, 民事法 3, 民法演習, 民事法総合演習
専任	教 授	片木晴彦	民事法講座	商事法 1, 商事法 2, 商事法演習, 企業金融法, 金融商品取引法, 民事法総合演習
専任	教 授	周田憲二	民事法講座	会社法 1, 会社法 2, 民事法総合演習

専任	教授	田邊 誠	民事法講座	民事訴訟法 1, 民事訴訟法 2, 民事手続法, 民事訴訟実務基礎, 外国法 (英米)
専任	教授	佐伯祐二	公法・基礎法学講座	公法 2, 公法 3, 公法演習
専任	教授	平野敏彦	公法・基礎法学講座	法システム概論, 法的思考法, レトリック理論, 法理学
専任	准教授	緒方桂子	民事法講座	労働契約法, 労使関係法, 雇用関係法, 社会保障法
専任	准教授	赤坂幸一	公法・基礎法学講座	憲法 3, 公法演習
専任 (他)	教授	小田直樹	刑事法講座	刑法 1, 刑法 2, 刑事法 1, 刑事法 2 刑事法総合演習
専任 (他)	教授	門田 孝	公法・基礎法学講座	憲法 1, 憲法 2, 公法 1, 公法演習
専任 (実・他)	教授	小梁吉章	民事法講座	国際取引法, 国際民事訴訟法 倒産処理法 1
専任 (他)	准教授	神野礼斉	民事法講座	民法 5, 民事法 3, 民法演習, 民事法総合演習
専任 (実)	教授	木下正俊	民事法講座	金融論, 金融取引法, 金融システム法 先端金融法
専任 (実)	教授	小濱意三	民事法講座	法文書作成, 民事訴訟実務基礎, ローヤリング, 民事法総合演習, リーガル・クリニック, エクスターン シップ
専任 (実)	教授	大久保隆志	刑事法講座	法システム概論, 刑事訴訟法, 刑事手 続法, 刑事訴訟実務基礎, 刑事法総合 演習

専任 (みなし)	教授	大迫唯志	民事法講座	法システム概論，民事訴訟実務基礎 ローヤリング，民事法総合演習， リーガル・クリニック，エクスター ンシップ
専任 (みなし)	教授	佐藤崇文	民事法講座	法システム概論，法曹倫理1，法曹倫 理2，民事訴訟実務基礎，ローヤリ ング，民事法総合演習，リーガル・ク リニック，エクスターンシップ
専任 (みなし)	教授	久保豊年	刑事法講座	法システム概論，刑事訴訟実務基礎， ローヤリング，刑事法総合演習，リー ガル・クリニック，エクスターンシッ プ

IV. 収容定員及び在籍者数等

(1) 収容定員及び在籍者数

平成 20 年 5 月 1 日現在

区 分	人 数
収 容 定 員	180
在 籍 者 数	192 (62)
うち、法学未修者	181 (59)
うち、法学既修者	11 (3)

※ () 内は女子学生で内数

(2) 入学定員及び入学者数

各年度の 5 月 1 日現在

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
入 学 定 員	60	60	60
入 学 者 数	54 (21)	62 (19)	58 (17)
うち、法学未修者	50 (19)	18 (4)	49 (15)
うち、法学既修者	4 (2)	4 (1)	9 (2)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	18 (8)	29 (8)	23 (4)
うち、他大学出身者	47 (18)	51 (15)	46 (12)
入学定員に占める 入学者数の率	0.9	1.03	0.96
入学者数に占める他学部出身 者または社会人経験者の率	0.33	0.46	0.39
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.87	0.82	0.79

※ () 内は女子学生で内数

V. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法曹を育てるため、柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求めている。

(2) 入学者選抜方法

一般選抜入試とAO入試の2種類の選抜方式を併用し、第1次選考及び第2次選考により実施している。志願者が募集人員の4倍（AO入試の場合は30名）を超えた場合は、法科大学院適性試験の成績及び出願書類に基づいて、第1次選考を実施することがある。第2次選考については、AO入試は、法科大学院適性試験の成績及び面接試験の点数に基づき、一般選抜は、法科大学院適性試験の成績、筆記試験（小論文形式）の点数、面接試験の点数、学業以外の活動実績及び外国語能力等に対する加点を合計した点数に基づき、総合的に判定する。

(3) 既修者の認定方法

法律科目試験により、本研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を備えていると判定され、法学既修者として認定された者は、1年次配当の法律基本科目30単位を修得したものとみなされ、2年次配当科目から履修を開始することとなる。

(4) 社会人、非法学部出身者の受入れのための具体方策

入学選抜に当たっては、多様な学生を確保するため、非法学部出身者・社会人（3年以上の社会的経験を有する者）について、合否判定の際に、合計点の上位120人（募集人員の2倍）の範囲で、募集人員の約20%（12人程度）まで、非法学部出身者・社会人を優先的に合格者とする事としており、その旨を学生募集要項においても明示している。

なお、過去3年間の入学者選抜の結果によると、非法学部出身者・社会人の入学者に対する割合は、平成18年度は約40%、平成19年度は約47%、平成20年度は約33%であり、これまでは上記優先枠制度を用いるまでもない状況であった。

VI. 教育課程及び教育方法

(1) 教育課程

本研究科の教育課程は、専門的職業人である法曹の育成のプロセスであることを十分意識し、学部教育と明確に一線を画しつつ、学年進行に応じた積上げおよび理論と実務の有機的な連携に配慮し編成している。

すなわち、学年進行に応じた積上げの面では、1年次の法律基本科目（15科目）で「理論的基礎を固め」、2年次の法律基本科目（13科目（平成20年度からは「公法3」を3年次配当に変更して12科目））で「問題解決型思考」に発展させ、3年次を中心に開講される演習科目によって「専門的な法知識」と「思考力、分析力、表現力等」を修得させる編成としている。

また、理論と実務の有機的な連携の面では、1年次（2年次新入既修生を含む）の必修科目となる「法システム概論」に実務家教員の講話を織り込んで、当初から理論と実務の関係を意識させ、2年次の「法曹倫理」で「法曹としての責任感及び倫理観」を身に付けさせた上で、3年次の実務基礎科目である「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」を履修させるよう編成している。

このような教育課程編成の趣旨は、1年次で法的思考の枠組みを作らせ、2年次で多様な設例を素材とした思考（分析・表現）を経験させながら、倫理的な問題に遭遇したときの難しさを実感させ、悪しき法律家の傲慢さを戒めることにより、「良き隣人」たる法曹に必要な「人間性」を育てた上で、法曹に相応しい「責任感及び倫理観」に裏付けられた実践判断の論理的な展開（表現）を求める、という点にある。

(2) 教育方法

各授業科目は、年度初めに詳細な『授業科目シラバス』を配布し、科目の概要、到達目標、授業の進め方、主たる教材、評価方法、授業計画を予め周知させるとともに、各時間毎の個別的な指示はTKCの教育支援システム上で与えることとしている。

1単位に必要な授業時間を60分の授業15回として計算するので、1コマの授業は2時間で実施しており、休講等のため授業回数が15回に足りない分は、必ず補講を行う。

授業方法は、すべての授業において読み・書き・話し・聞く能力がトータルに身に付くように学習技能の習得に配慮して実施し、教員の一方的な知識伝達に陥らないために、特に双方向性に留意して、ソクラテス・メソッド（問答形式）やディベート形式を多用する。

各授業では、教科書に加え、教員が作成した教材を適宜配付するとともに、上記TKCのシステムで予習課題及び復習課題を指示し、随時レポート等の提出をもとめる。中間・期末試験のほか、小テストも実施する。

授業クラスは、講義主体の科目はほぼ50人程度、演習形式の科目では、15人、20人、30人程度で編成している。

また、複数の教員が共同で実施する科目を多数開設している。

(3) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

平成 20 年 5 月 1 日現在

区 分	開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数	
	必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計		
法律 基本 科目	公法系科目	6 (12)	()	1 (2)	7 (14)	12 単位以上
	民事系科目	17 (34)	()	2 (4)	19 (38)	34 単位以上
	刑事系科目	7 (14)	()	()	7 (14)	14 単位以上
法律実務 基礎科目		4 (8)	2 (2)	2 (4)	8 (14)	9 単位以上
基礎法学・ 隣接科目		1 (2)	6 (12)	()	7 (14)	6 単位以上
展開・先端科目		()	()	22 (44)	22 (44)	12 単位以上
合 計		35 (70)	8 (14)	27 (54)	70 (138)	99 単位以上

(4) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	60~66	33~39	99	0.333~0.393

(5) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考
単位数	32	36	44	

Ⅶ. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

授業科目の成績は、試験の成績、授業への出席状況等を総合して認定し、成績は、「優」、「良」、「可」、「不可」の4ランクとし、「不可」を不合格と定めている。

成績評価の考慮要素については、できるだけ標準化するよう努めているが、その反面、一律の方法は馴染まないため、筆記試験（中間・期末）、レポート、授業での質疑応答等の考慮する要素のウエイト付けについては、科目毎の特性に応じて各教員の判断に委ねている。

考慮する要素およびその配分割合については、すべてシラバスに明示している。

平成20年度から成績評価の基準の開示にあたり、評価する要素のみならず、その配分の割合についても必ずシラバスに開示するよう運用を改めている。

なお、必修科目を所定の学年に修得することを進級要件と定めている。（ただし、未修得単位が6単位までの者は、仮の進級を認める。）

(2) 課程の修了

本研究科の課程の修了は、所定の単位の修得に加え、最終試験の合格を要件とし、修了と判定された者に、専門職学位「法務博士」を授与している。

所定数は、3年コース（法学未修者）については99単位以上の修得（必修科目70単位、選択必修科目5単位、選択科目24単位以上）、2年コース（法学既修者）については69単位以上の修得（必修科目40単位、選択必修科目5単位、選択科目24単位以上）である。

上記の所定単位数の修得を受験要件とし、民事系・刑事系・公法系の3科目につき、口頭試問形式で、「最終試験」を実施している。

(3) 成績評価の基準に従った成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

成績評価は、絶対評価を原則とした上で相対評価の要素も考慮するという、いわば折衷方式を採用している。

絶対評価の基準については、法曹養成専門職大学院としての特性を踏まえ、法律基本科目を中心に、学年進行に応じて新司法試験の該当科目の合格に必要な学力の程度を勘案するよう申し合わせている。また、各学期末試験終了後に開催する成績判定教授会において、全教員の成績評価データを提示して、その内容をチェックし、必要があれば協議の上で修正し、その過程で、全教員の議論を通して、絶対評価の基準に関する認識の幅を狭めていくことを目指している。

成績評価の結果は、学期毎のチューターによる個人面談の場で、科目別成績、評価平均点（GPA）、科目別の成績分布に関するデータ等を各学生に通知し、今後の成績向上に向けての指導を行っている。

各科目を担当する教員は、チューター面談の際に、採点済みの答案等を返却するとともに、学生の求めに応じて評価の具体的な内容を説明することとしているが、評価に対し疑問のある場合には、「成績評価および単位認定に関する疑義照会等・異議申立制度」（平成18年度後期から実施）により、疑問に対応している。

上記制度は、従来から、成績評価等に疑問のある学生には各科目担当教員に対する「問い合わせ」によって疑問を解消するよう勧奨してきたが、学生の納得を十分に得るとともに、成績評価等の厳正性と透明性をさらに高めるために創設したものである。

「**疑義照会制度**」は、上記「問い合わせ」によって疑問が解消しない場合や「問い合わせ」が困難な場合に、学生が各科目担当教員に書面で疑義事項を照会し、当該科目担当教員が書面で回答するものであり、同回答内容は教授会に報告される。

「**異議申立制度**」は、疑義照会によっても疑義が解消しない場合に、単位認定に関する異議に限って受け付けるものであり、学生からの書面による異議申立に対し、当該科目の担当教員を除く複数の教員から成る検証チームが検証を行い、異議を正当と認める事実が確認されれば、教授会の議を経て単位認定の変更を行うこととしている。

修了認定については、ほぼ全ての教員が関与する口頭試問方式で最終試験を実施し、教育の成果を複数教員の目で横断的に確認している。よって、最終試験については、客観性が確保されていることから、本制度の対象とはしていない。

なお、これまで筆記試験採点の際の匿名性確保について特段の措置をとってこなかったが、平成 20 年度から匿名性の確保に向けた試験等の実施方法を試行する予定である。

VIII. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000 円	<p>免除：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者 ②入学前1年以内において学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者 <p>につき、入学料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者 ②入学前1年以内において学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者 <p>につき、入学料の徴収を猶予。</p>
授業料 (年間)	804,000 円	<p>免除：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除。 ②成績優秀学生（広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ）に選考された者は、当該年度の後期分授業料を免除。 <p>徴収猶予：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②行方不明の場合 ③授業料の各期ごとの納付月前6月以内（入学した月の属する期分は入学前1年以内）において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合 ④その他やむを得ない事情があると認められる場合 <p>につき、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予。</p>

(2) 奨学金等

1. 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会）

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法によって設立された特殊法人で、優秀な資質を有し、経済的理由により就学困難な学生に対して、学資の貸与その他育英上必要な業務を行い、国家及び社会に有為な人材の育成と教育の機会均等を目的とし、奨学生の種類及び奨学金月額は、次のとおりである。

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種, 第二種)	第一種： 88,000 円／月 (貸与) 第二種： 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月を 選択した者について は、希望により 40,000 円／月または 70,000 円／月の増額 が可能。	第一種： 無利子 第二種： 年利 3% まで	—	第一種：35 名 第二種：17 名

2. NPO法人ロースクール奨学金広島

広島弁護士会有志により設立されたNPO法人により、広島県内所在の法科大学院生を対象とし、「学業優秀でありながら経済的理由により修学困難」であるものに、奨学援助を行い、もって有能な法曹を育成することを目的とした奨学制度である。

申請者の中から本研究科が候補者の推薦を行い、各学年 1 名に年額 60 万円の奨学金が貸与される。なお、将来、弁護士過疎地域で開業した場合、奨学金の返還は免除される。

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
NPO法人ロースクール 奨学金広島奨学金	600,000 円／年 (貸与)	無利子	3 名	3 名 (各学年 1 名)

3. カードローン

広島市信用組合と提携し、「法科大学院生教育カードローン」制度を設けている。本ローンの概要は、無担保低金利で限度額 300 万円までの融資が受けられる。

IX. 施設概要

1. 講義室

保有する 13 室の講義室を、法務研究科が昼間時間帯に使用し、法学部夜間主コース、経済学部夜間主コース、大学院社会科学研究科等が夜間時間帯に使用している。

2. 演習室

保有する 7 室を上記と同様に使用している。

3. 模擬法廷設備

裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備を導入し、模擬法廷開廷時には傍聴席 56 席を確保した法廷教室へと設営し、通常は普通講義室と併用する等の工夫している。法廷の様相を録画・記録し、後日、内容等を検証することでより教育効果を上げることが可能となる。

4. 法律相談室

本研究科の専任教員又は、現役の弁護士が、一般市民の身近な法律相談に応じ、解決案の提示等を行い、相談案件を基に授業用教材の開発を行う。また、相談者の了承を得た場合には、相談時に学生の同席も可能となる。

5. 教員室

教員研究室は 19 室設け、各専任教員につき 1 室を確保している。また、非常勤教員については、非常勤講師控室を 1 室設けている。2 人の教員がペアとなるチューター制度及び各教員にオフィスアワーを設けており、学生との面談は、各教員室を使用している。

6. 自習室

集中して勉学に励むことができるキャレルデスクで統一した部屋、自由に討論等ができる開放的な机の配置とした部屋等、多様な室内環境に工夫した 4 室の自習室を保有している。室内には、個人ごとの自習机（各室の合計 210 台、その内 16 台には共用の PC を設置）の外に、個人用ロッカー、書架などを設置している。各自習机には、コンセント、無線 LAN を配置し、個人の PC から情報ネットワークに接続可能である。図書館の開館時間に関係なく、蔵書検索、資料の取り寄せ申込み、学内限定データベースの利用ができるなど、図書館の図書資料を有効的に活用して学習できる環境を確保している。また、学生の利便性に考慮して午前 7 時から午後 11 時 30 分まで利用可能である。

7. 図書館

図書館は、東千田図書館として本キャンパスに設置され、法学部及び経済学部の夜間主コース、社会科学研究科（マネジメント専攻等）及び法務研究科をサービス対象とする東千田地区の総合図書館である。法務研究科専用ではないが、図書館運営戦略会議に法務研究科教員が参画しており、教育及び研究等に支障なく使用することができる。午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分まで利用可能である。

X. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	平成 20 年 新司法試験 受験者数	備 考
平成 19 年度	41	52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新司法試験受験者数には，平成 18 年度以前修了生を含む。 ・ 平成 19 年度修了生のうち 1 名が旧司法試験に合格。